

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

令和3年9月10日
深川市長 山下 貴史

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 深川地域

(1) 現況

本地域は平坦な地帯で、大部分は水田で占められている。

食料の安定供給を図りながら、魅力ある農業・農村を確立していくため、時代の変化に対応できる担い手の育成・確保、環境と調和した農業、活力ある農村づくりを行うことが必要である。

一部傾斜地においては平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 一已地域

(1) 現況

本地域は平坦地帯と傾斜地帯で構成され稲作、畑作が行われている。

食料の安定供給を図りながら、魅力ある農業・農村を確立していくため、時代の変化に対応できる担い手の育成・確保、環境と調和した農業、活力ある農村づくりを行うことが必要である。

また、傾斜地においては平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 納内地域

(1) 現況

本地域は平坦地帯と傾斜地帯で構成され稲作、畑作が行われている。

食料の安定供給を図りながら、魅力ある農業・農村を確立していくため、時代の変化に対応できる担い手の育成・確保、環境と調和した農業、活力ある農村づくりを行うことが必要である。

また、傾斜地においては平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 音江地域

(1) 現況

本地域は音江山麓の傾斜地域を有し、稲作、畑作、果樹が行われている。

平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組みを行うことが必要である。

また、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 多度志地域

(1) 現況

本地域は平坦地帯と傾斜地帯で構成され稲作、畑作が行われている。

食料の安定供給を図りながら、魅力ある農業・農村を確立していくため、時代の変化に対応できる担い手の育成・確保、環境と調和した農業、活力ある農村づくりを行うことが必要である。

また、傾斜地においては平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	深川地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
②	一巳地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
③	納内地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
④	音江地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
⑤	多度志地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業について、以下のとおり定める。

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1項に定める農用地区域をいう。）の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

① 対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法該当地域
深川市全域

② 対象農用地

ア 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回

っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

イ 市長の判断によるもの

(ア) 緩傾斜農用地

田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満の全てを対象とする。

(2) 対象者

交付金の交付対象者となる者は、集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等や個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者等、認定新規就農者、これに準ずる者として市長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等とする。

認定農業者、認定新規就農者に準ずる者とは、深川市農業経営基盤強化促進基本構想に定めた年間農業所得、年間労働時間、農業経営指標を概ね実現し得る効率的かつ安定的な経営体で、市長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要

事業名	地区名	実施年度(予定)	延受益積(予定)
道営基盤整備事業	鷹泊地区他	H25～R16	5,946ha
団体営基盤整備事業	きたそらち31深川地区他	H31～R6	57ha